

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

白石市長 山田 裕一

市町村名 (市町村コード)	宮城県白石市 (42064)
地域名 (地域内農業集落名)	白石地域 (小下倉、郡山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月19日

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

白石地域は、農業者の平均年齢が71歳と高齢化が進んでおり、現在耕作している農地及び休耕地も将来的に遊休農地となる可能性が高い。そのため、今後の農地管理をどのようにしていくか、地域が主体となり行政、農業協同組合、土地改良区等の関係機関（以下「関係機関」という。）との話し合いが必要である。

また、白石地域は水稲だけでなく、もろきゅうり等をはじめとする畑作や花き、果樹を生業としている担い手もあり、市の特産品として親しまれているため、今後の生産者の確保も重要となっている。

【地域の基礎的データ（令和5年度アンケート回答者数を基に算定）】

農業者：122人（うち50歳代以下2人）、法人1社

主な作物：水稲、畑作物（もろきゅうり等）、花き、果樹

(2) 地域における農業の将来の在り方

農家所得の向上及び安定を図るために、これまで以上に農家と関係機関が連携・協力する。特に、主食用米の作付けだけでなく、耕畜連携の取組や畑地化への転換に関し情報収集、普及活動を積極的に行っていく。

また、小下倉集落は多面的機能支払交付金事業を以前より活用しており、集落で連携して農地を守っていく体制が整っていることから、現状の体制を維持していく。なお、未活用となっている郡山集落では、今後事業の周知を行う。その後、集落の実情に寄り添い、実際に事業を活用するか慎重に検討する。

畑作については、農家の作物ごと、要望に沿った支援が出来るよう、関係機関との連携を密に図っていく。

なお、同じ白石地域内であっても集落ごとに農地条件が異なり、問題も多様化していることから、引き続き意見・情報を話し合う場を年に1回以上開催し、問題点の洗い出し、解決を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	63 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	63 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内農振農用地内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その他の農地については、土地所有者、耕作者が引き続き耕作・管理等を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に農地の集積・集約を進める。また、定期的に各集落や地域ごとに農地の売買、貸し借りをやりたい人合同での相談会を開催し、担い手への農地の集積、集約を進めることで、農作業の効率化を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
現在、利用権設定で契約を結んでいる農地が大半であるが、更新の際に農地中間管理機構の契約、もしくは農地法3条の契約となることの周知を図る。これにより、農地中間管理事業の認知度を上げていき、地域内における農地中間管理機構の利用率向上を目指す。
(3) 基盤整備事業への取組方針
昭和50年代に基盤整備事業を実施している。しかし、水路整備等は、実施から時間が経過し水路の崩落等の問題が出ていることから、地域と関係機関で引き続き協議を行い、水路改修の実施や新たな基盤整備事業の活用について、実施に含めた検討を進める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募りながら関係機関と連携を密に行い、白石地域の農地が集積・集約できる事業体へ成長できるよう、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。また、農業者間での交流を密にし、他地域の優良事例の勉強会等を開催することで、多種多様な農業経営に対応できるよう情報の提供・収集を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在育苗等の一部事業を農業支援サービス事業者へ依頼している農業者もいるが、さらに活用できる制度等があるのか確認し、事業委託を視野に入れた検討を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

鳥獣被害防止対策については、電気柵やワイヤーメッシュの設置等で被害防止を図るとともに、白石市鳥獣被害対策実施隊(猟友会)との連携による駆除を進める。特にイノシシやカラス等の農作物へ重大な影響を及ぼす恐れが高い有害鳥獣については、関係団体と協力し白石地域に特化した被害防止計画を立て、被害防止を進める。また、被害にあわない環境づくりも重要であるため、遊休農地の発生防止や誰も収穫しない柿や栗等の果樹の伐採等の計画を立てられるよう、地域内での意見を取りまとめ合意形成を図る。